

『蜂等駆除用防護服』 使用上の注意事項

- ① 服のファスナーやマジックテープ等は確実に止めること。
- ② ヘルメットの内側にある保護シールドは必ずすること。
- ③ 駆除作業は、複数の人員で行うこと。
- ④ 炎天下等での長時間の使用は避けること。
- ⑤ 無理な作業はしないこと。
- ⑥ 蜂の巣等の状態及び周りの状況を把握し、周辺住民に駆除する旨を周知すること。
- ⑦ 蜂の巣等駆除の際、事故及びけが人等が発生した場合、責任者が補償の責務を負うものとする。
- ⑧ 防護服を故意に傷つけたり汚した場合、責任者は弁済の責務を負うものとする。

※ 使用に際し、不都合を発見したら申し出てください

穴水町 住民課 TEL52-3640